

# 岐阜市立東長良中学校いじめ防止基本方針

平成31年4月改定 令和3年4月改定  
令和元年8月改訂 令和4年4月改訂  
令和2年3月改訂 令和5年4月改訂  
令和2年4月改訂 令和6年4月改定  
令和7年4月改定

## ■ はじめに

ここに定める「岐阜市立東長良中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本校の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申に示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」の改正をふまえた基本方針及び対策等を示すものです。

令和元年7月、本校に在籍する生徒が亡くなる事案が起きました。この事案は、学校の生徒理解の弱さや対応の仕方など様々な問題が重なって起きたものと考えられますが、尊い命を失ったことは、悔やみきれない、取り返しのつかない事実です。

「生徒はどんな気持ちだったか」「なぜ一人で悩みや苦しみを抱え、誰にも話せなかったのか」を考えると、「いじめは、いじめる者、同調する者、傍観する者という、いじめに加担する集団や個人、集団の関係をつくるとともに、孤独な一人を生み出し、命を奪うことにもつながる」という意識をもち続けなければなりません。

また、「いじめを生まない学校風土」づくりを、自他の生命を尊重すること、全ての人は平等であり尊重されるべき権利を有していること、全ての人は大切にされるべき存在であること、人は助け合いながら生きていく存在であることを生徒一人一人が理解し、行動できる人に育つ取組を通して進めなければいけないと考えます。そして、このことを理解し、生徒の孤独感を生み出すことのないよう常に意識し、防止に取り組んでいかねばなりません。

私たちは、いじめは「どの子」にも「今」起きているという認識をもち続け、教師と生徒と保護者が協働し、かけがえのない一人一人、なくてはならない一人一人の命と尊厳を全員で守っていきます。そして「子どもたちに付く時間の確保と、寄り添う場の充実」を大切にして基本方針を見直します。

本校では、一人一人の居場所と幸せを大切に作る4つの校風（協の心、優の心、敬の心、恕の心）に基づいた「いじめ克服HEROプロジェクト」の取組を行っています。協の心は「互いに助け合う心」(Help)、優の心は「人の憂いに共感する心」(Empathy)、敬の心は「互いに尊重する心」(Respect)、恕の心は「違いを受け入れる広い心」(Open-mind)と考え、一人一人の生徒が4つの心を見現する取組として「HERO宣言」をし、日常の自分を振り返りながら、いじめを生まない学校風土づくりを進めていきます。

一人一人の居場所と幸せを大切に作る4つの校風		いじめ克服HEROプロジェクト	
協	互いに助け合う心	H Help	助け合い
優	人の憂いがわかる心	E Empathy	共感
敬	よいところを認め合う心	R Respect	尊重
恕	違いを認め合う心	O Open-mind	広い心

私たちは、様々な人との出会いの中で個性と個性をぶつけ合い、悩みながら成長していきます。その過程では、優越感を感じることもあれば劣等感を抱くこともあります。そして、時には人を見下したり妬んだりすることもあります。そうした時に、誰にもあり得るその弱い心が、いじめという行動につながる可能性があります。いじめは、決して許されない行為ではありますが、いじめが起き得る可能性は、どんな社会にもあり得ます。大切なことは、子どもたちに、誰の心にもいじめや差別を生み出す感情や弱さがあることを気付かせ、学校教育の全課程を通して、一人一人の子どもに人間性を豊かに育てていくことです。東長良中学校では、いじめによって子どもの命が失われるような悲しい出来事を二度と起こしません。

# 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

## (1) 定義

### いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## (2) 理解

- ・「いじめ」には多様な様態があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

## (3) いじめの解消

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が、止んでいる状態が相当の期間継続していること

※相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とすること

※上記の目安に関わらず、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者または校内いじめ防止等対策推進会議の判断により、より長期の期間を設定すること。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいないと判断される場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視すること。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点においては、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

上記の場合、事案に応じて、複数の教職員が複数回の面談等を行ったり、スクールカウンセラーなど外部の専門家等による面談等により確認したりするなど適切に対応できるようにします。

## (4) いじめ問題に対する基本認識

学校教育全体を通して、下記のことを十分理解し、いじめの防止等にあたります。

- ・いじめは、絶対に許されない  
※いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ・いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起き得る  
※いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ・いじめは、見ようと思って見ないと見付けにくい  
※いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちがすべて知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ・いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない  
※いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒に対し了た個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

## (5) いじめ問題に対する基本的な構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

### 【子どもたちへの4つの約束】

- 1 どの子どもも全力で応援する  
→ 誰も一人ぼっちにさせない
- 2 いつでもどんな相談も聞く  
→ どんなことも受け止める
- 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する  
→ いじめはみんなで必ず止める
- 4 相談されたらその日の内に問題解決へ向けてみんなで立ち向かう  
→ 必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

学校の教育活動全体を通じて、下記の考え方にに基づき、いじめの防止等に当たります。

- ① 集団生活を営む私たちの心の中には、人を見下したりうらやましがったりする、いじめにつながりやすい感情があることに気付かせる指導をします。
- ② 集団生活を営む中で、いじめはどの集団でもどの子どもにも起き得るという認識をもち、いじめの根絶を目指すものの、「起きていない」という結果のみを求めるのではなく、一つ一つのいじめ問題を丁寧、かつ迅速に克服していくという姿勢で臨みます。
- ③ いじめ問題は最優先課題であるにとらえ、早期発見のために生徒との対話を行います。
- ④ いじめ問題は学校における解決が必要な最優先課題であるとの認識をもって指導にあたります。

## (6) 保護者の責務と役割

「いじめ防止対策推進法」第9条及び「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」第12条に「保護者の責務」が定められていることを受け、保護者としての役割についても明記します。

- 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
  - 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
  - 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

学校と保護者の連携は、いじめ未然防止や対応等において極めて重要です。学校は保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することを大切にしていきます。しかしながら、保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行い、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する必要があります。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力する必要があります。

### (保護者の役割)

- ・ 保護者は、いじめが被害者のみならず、加害者、観衆、傍観者にも大きな害を与えることを理解する。
- ・ スマートフォン等に関わる様々な問題について、各種の報道や学校等から提供される資料等を参考にしたり、講演会等に参加したりするなどして理解に努める。
- ・ 子どもとの対話を心掛け、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりするなどしながら、子どもが自らの力で解決できるよう支援する。
- ・ いじめは人として決して許されないことや思いやりの心をもつことの大切さ、よりよい生き方を貫くことの素晴らしさなどについて折に触れて子どもに伝える。
- ・ 日頃から子どもの言い分にも十分耳を傾けるなど、親子の対話を大切にする。
- ・ 保護者は我が子の様子を気に掛け、我が子や我が子の周辺にいじめが存在しているか、常に注意を払う。

- ・ 我が子の周囲でいじめが疑われるような情報を得た時には、「大丈夫だろう」などと安易に判断せず、我が子に対しても無関心な立場を取らせるのではなく、深刻ないじめに発展しないよう止める勇気をもつことや学校に相談することなどを助言するとともに、保護者からも学校へ連絡をする。また、いじめが疑われるような場面を見たときには、その場で一声かけ、学校等に情報を提供し、子どもの安全安心な学校生活を取り戻すために、学校と連携、協力していじめの解決に努める。
- ・ 我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を我が子に見せるよいチャンスととらえ、被害者の生徒・保護者に謝罪するとともに、帰宅後には改めて我が子に事の重大さを諭す。
- ・ 問題後には、我が子の小さな頑張りや変化をとらえ、認め、励ます。
- ・ 我が子がいじめを受けてしまった場合には、学校等とも相談をしながら、子どもの心に寄り添い解決へ向けて支援する。
- ・ 学校はいじめ未然防止に向けた取組に積極的に参加し、理解を深め、学校の教員のみならず、保護者の立場で、いじめを生まない子どもになるように努める。

## 2 いじめの未然防止のための取組(自己肯定感や自己有用感を高める取組)

### (1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導、共同学習等)

- ・ 一人一人の生徒が「分かるようになった・できるようになった」という実感が得られるよう、学び合いなどの協同的な学習活動を大切に、仲間との相互承認を大切に、支え合いながら学ぶ教科指導を進めます。
- ・ 一人一人の僅かな変容や集団の伸びなどを位置付け・意味付け・価値付ける指導を大切にします。
- ・ 生徒が互いのよさを見つめ合ったり、認め合ったり、助け合ったりしながら、他に対する思いやりの心や善悪の判断ができる力を育む指導をします。
- ・ 生徒自らの手によるいじめ防止・克服の取組として、生徒が自主的に参加する「HEROS(いじめ克服プロジェクトチーム)」を設置します。日常的な取組や特別な取組を企画運営する中で、生徒の内に「いじめを生まない」「いじめを否定する」「いじめの傍観者にならない」「いじめ被害者と共に立ち向かう」意識を育み、行動力を生み出します。「HERO宣言(いじめ克服HEROプロジェクト)」「いじめを見逃さない日(毎月3日)」「いじめ防止強化週間(6/24~7/3)」「いじめについて考える日(7/3)」「ピンクシャツデーの取組(2月最終水曜日)」等を学校教職員と共に取り組み、本校の姿としていきます。

### (2) 安心感を生み出す指導(仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届けの体制の整備)

- ・ 生徒が生活する集団の中で、仲間から認められることにより、一人一人の生徒に「学校内や学級内の居場所」をつくり出します。各生徒の存在感や所属感、集団生活の向上に寄与しているという自己有用感等が育まれるよう、係活動等を通して活躍できる場、努力できる場、支え合う場を大切に指導し、自己肯定感と相互扶助の力を育みます。
- ・ 他者への思いやりや気遣いといった望ましい人間関係を築くために必要な資質と能力を育成するための取組として、SEL(Social and Emotional Learning)などに取り組みます。
- ・ ここタンや各種アンケート、日常的な生徒の声に心から耳を傾け、心の奥にある心情を理解し、生徒の気持ちに寄り添う教育相談を進めます。一人一人の生徒が、「先生に話を聞いてもらえた」「伝わった」「分かってもらえた」という実感がもてるよう、相談の場と時間の確保と、相談時の語り合いを大切にします。

### (3) 生命や人権を大切にする教育の推進(豊かな心の育成)

- ・ 学校における全ての生活や授業において、他者と助け合い共に生きていく意識と行動力を育てていくことを通して、生徒の心に平等感や相互尊重という民主的な概念を育てていきます。
- ・ 各種講演会を通して、生命や人権を大切にしていく心を育てます。
- ・ 一人一人の生徒に豊かな心が育まれるよう、生徒の心に感動を与える体験学習や本物に触れる行事の計画等を行います。
- ・ 一人一人の生徒に生命を大切にする心や他を思いやる心、確かな規範意識等が生まれ、生活の中で実際の行動につながるよう、道徳の時間を核とした道徳教育を進めます。

#### (4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・ 校訓「本気であれ」に込められた精神を受け継ぎ、諸活動に本気で取り組む教育を進めます。
- ・ 仲間のよさに学ぶことを大切に、互いに切磋琢磨しながらより価値のある生き方が選択できるよう、3年間を見通した進路指導を進めます。
- ・ 生徒は、授業における小集団学習を通して、仲間の思いや考えを受け止め、仲間を支える関係が築けるようにします。
- ・ 仲間の思いに学ぶ帰りの会や学級活動の時間を大切にします。
- ・ 教職員は、率先して挨拶や来校者への対応をしたり生徒と共に活動したりすることで、自ら範を示します。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ 生徒を取り巻く社会環境の変化を敏感に捉え、情報モラルを中心とした指導を計画的に進めます。
- ・ スマートフォンや音楽機器、ゲーム機等を利用するなど、ネット環境の進展で起きている生徒指導上の問題などについて、教職員が危機意識と十分な知識がもてるよう計画的な研修を進めます。
- ・ P T Aと連携をするなどして、保護者に対しても情報モラルに関する啓発を行います。

#### (6) 保護者との協力態勢の確立

- ・ P T A総会等を通していじめ問題についての保護者の理解、学校の指導方針等を啓発します。
- ・ 生徒の努力の様子や気になること、「少し気になるが大丈夫だろう」などと判断しがちなことも日頃から積極的に保護者に伝え、共に考え合っていくことを大切にします。
- ・ いじめ問題や情報モラル等について、生徒と保護者が話し合う機会を設けるなど、共通認識がもてるようにします。

### 3 いじめの早期発見・早期対応

#### (1) いじめを見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・ いじめがあったときに傍観者とならないよう、SOSの出し方等の指導を行ったり、SOSボックスを設置したりします。
- ・ 生徒自身が、いじめ発生時の対応の仕方が分かるように方法を学ばせます。

#### (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・ 日頃から教育相談や生徒との対話を行います。
- ・ いじめ調査等を全教職員の共通理解のうえで実施し、調査結果を確認します。
- ・ いじめの早期発見のために定期的なアンケート（「学校生活アンケート」年間6回・「いじめ情報提供アンケート」年間3回）を実施します。アンケートの実施に際しては、生徒からの正確な声が把握できるように、家庭での実施や教師の声かけなど実施の工夫をします。アンケートの回答に対しては、スマート連絡帳でも働きかけ、迅速かつ組織的に対応できるように努めます。

また、「学校生活アンケート」「いじめ情報提供アンケート」の実施では、校内いじめ防止等対策推進会議を1回につき三度（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）開催して、調査結果を細かく確認し、必要な対策を実行・見届けます。校内いじめ防止等対策推進会議は、アンケート回収後、いじめ防止等対策推進会議Ⅰを開き、即日対応すべき事案を決定し、聞き取りや報告等を行います。原則、翌々日に開かれる、いじめ防止等対策推進会議Ⅱでは、いじめ防止等対策推進会議Ⅰで決定した対応の進捗状況を共通理解するとともに、その他の案件（いじめが疑われる文章表記等）についての対応も決定し、さらに聞き取りや報告等を継続します。いじめ防止等対策推進会議Ⅱの1週間後、いじめ防止等対策推進会議Ⅲを開き、いじめ防止等対策推進会議Ⅰ・Ⅱで決定した対応の結果より、見届け・検証を行います。

- ・ いじめやいじめの兆候が見られるような言動を発見するために、生徒の日常における思いや、活動の様子から生徒の状況をつかみ、生徒の理解を行います。これまで取り組んできたことを、さらに徹底し生徒が毎日提出する「生活の記録」などを活用した生徒との対話を大切にするとともに、生徒とともに活動する朝の礎の時間、休み時間、給食の配膳や返却の時間、清掃の時間などを有効に活用し、担任や学年職員が、教室などの活動場所に付いて生徒の理解を深めます。

※ 生活の記録などに書かれた生徒の気になる記録や生徒からの手紙などは、職員室に設置してある生徒指導記録ファイルに学年・学級ごとに綴じるようにし、生徒の在籍期間は保管します。

- ・ 学級担任や教科担任、養護教諭等の全教職員が、生徒の小さな変化や些細なサインを見逃さないきめ細かい情報交換に取り組み、いじめの認知に関する意識を高めるとともにスクールカウンセラ

- 一やスクール相談員、ほほえみ相談員等と協力して生徒や保護者が相談できる体制を整備します。
- ・ここタンでの情報提供に対して日常的に確認を行い、生徒の訴えがあった場合は迅速に声をかけ、対応できるようにします。

### (3) いじめの疑いのある事案に係る連携体制の徹底

- ・早期対応のためには「この程度ならば大丈夫だろう」という安易な判断や勝手な思い込みをせず、学年主任や生徒指導主事、いじめ対策監、管理職にも必ず報告、相談の上、問題が深刻になる前に早期対応に当たります。担任や学年レベルで「ちょっとした生徒指導上のトラブルだから」「些細なことが理由だから」と判断して、対応を後回しにせず、管理職への報告を100%にします。
- ・学校は、定期的に行う教科担任会や学年会、毎週行っている全校および学年打ち合わせにおいて、各学級の生徒の様子を交流することを通して共通理解を図ります。また、その結果を、随時開催するいじめ防止等対策推進会議において報告し、早期の情報の共有や組織的な対応につなげます。
- ・被害者側の訴えに丁寧に耳を傾け、どういった内容においても「困っている、苦しんでいる」ことを前提に寄り添いながら対応にあたります。また、被害者側の保護者の話には「助けてほしい」という想いに徹して寄り添い、継続的に話をしながら対応を進めます。

### (4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的、共感的な態度で、生徒からの相談にのることを大切にして教育相談を進めます。特に、常日頃の学校生活の場が信頼関係を築くよい機会ととらえ、日常的な生徒理解に取り組みます。また、問題が起きることにつながると少しでも疑われる時には、保護者の方と必ず連携し、個別相談や支援を必要に応じて特別に行い、信頼関係を築きます。
- ・学校は、スクールカウンセラー等の専門家による教育相談の機会について情報提供するとともに、誰に相談してもよいというスタンスで、生徒が相談しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・学校は、定期的に位置付ける教育相談日以外にも気軽に相談できる随時相談を大切にします。

### (5) 教職員の研修の充実

- ・いじめ問題に関する研修は、喫緊の重要課題ととらえ、年間を通じて計画的に研修を進め、年度当初は、前年度までのいじめ事案等の引き継ぎと事案の詳細の確認を丁寧に行います。また、隔月に開催する職員会議では、事例を踏まえて具体的な対応と組織的な動きについて確認します。
- ・生徒指導上の問題は、職員打合せ等で、全教職員間で情報を共有するとともに、そうした事例を通して学ぶことのできる教訓が何であるのか具体的に明らかにします。
- ・一人一人の職員の指導に役立てられるよう、文部科学省や県（市）教育委員会等が発行する各種資料の活用に努めます。

### (6) 保護者・地域との連携

- ・学校の基本方針は、ホームページに掲載したり、第1回PTA総会の場などで周知したりすることで、生徒・保護者・関係機関等に伝えます。
- ・保護者のいじめに対する正しい理解と対応を高めていくために、保護者に対する啓発活動を行います。
- ・学校は、生徒のよいところを積極的に伝えるとともに、問題行動等の発生時には、100%報告して、相談が必要な案件について直接面談しながら共に考えます。
- ・保護者等からの相談を真摯に受け止め、共に考え合い、よりよい解決を目指します。
- ・継続的に保護者との情報共有を行い、信頼関係の構築に努め、安心できる学校生活になるよう支援します。
- ・加害者生徒の生活を見張るのではなく、成長を願いながら寄り添い、共に考える姿勢を大切にします。

### (7) 関係機関との連携

- ・いじめを認知したら、岐阜市教育委員会へ直ちに報告します。
- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題の解決のために、問題を学校だけで抱え込むことなく、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、子ども・若者総合支援センター、こどもサポート総合センター、民生児童委員、学校運営協議会委員、スクールロイヤー、医療等との連携を大切にします。また、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

等を活用し、教職員のカウンセリング能力などの向上を図る連携を大切にします。そうすることで様々な立場から支援できる環境をつくります。

- ・ ネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察、市教委やスクールロイヤー等の関係機関に協力を仰ぎ、解決に当たります。

#### 4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

##### いじめ防止対策推進法 第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

##### 岐阜市いじめ防止等対策推進条例 第18条2

推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定（第10条第5項の規定による修正を含む）、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒等の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、下記の委員により構成される「校内いじめ防止等対策等推進会議」を設置します。

- ・ 「校内いじめ防止等対策推進会議(0)」では、本校の基本的ないじめ防止への取組について検討、決定します。教職員以外の構成員の会議参加は、必要に応じて校長が招集します。

教職員 : 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・いじめ対策監・主任いじめ対策監・学年主任  
教育相談主任・教育相談コーディネーター・教育支援委員長・  
特別支援教育コーディネーター・人権教育主任・養護教諭 スクールカウンセラー・  
スクール相談員・ほほえみ相談員・ハートフルサポーター

教職員以外 : PTA会長・PTA地域生活委員長・青少年育成市民会議会長・学校運営協議会委員・  
民生委員・主任児童委員 等

#### 5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のためのプログラム

##### (1) 生徒自らが、いじめについて学び取り組む内容

- ・ 「HEROS（いじめ克服プロジェクトチーム）」の活動創出
- ・ 「生徒会宣言」の見直しと提言、「HERO宣言」（いじめ克服HEROプロジェクト）、「いじめを見逃さない日」（毎月3日）の取組、「いじめ防止強化週間」（6/24～7/3）の取組、「いじめについて考える日」（7/3）の取組、「ピンクシャツデー」（2月最終水曜日）の取組
- ・ いじめ、人権、生命尊重を扱った道徳の授業
- ・ SEL（Social and Emotional Learning 社会的能力の育成）プログラム
- ・ 各教科授業における協同学習を通じた支え合う人間関係の育成

##### (2) 生徒のいじめ実態把握のための取組内容

- ・ いじめアンケート（年間3回）、情報提供アンケート（年間3回）、教育相談アンケート（年間3回）
- ・ 教育相談の実施、「SOS・BOX」の設置
- ・ 生徒との会話や生活ノート等からの実態把握
- ・ ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用

##### (3) 教職員のいじめに対する資質能力を高める取組内容

- ・ 東長良中学校いじめ防止基本方針の理解、組織的対応の理解（重要性、具体的方法）、具体事例からのいじめ対応やいじめ防止の研修
- ・ 各種講演会講師からいじめの構造やいじめ対応、被害者心情等を学ぶ
- ・ 毎時間の授業実践（小グループによる協同的な学び）を通して、生徒同士が寄り添い関わり合う関

係づくりの実践

(4) 年間計画

月	取組内容	未然防止のための会議等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修①（講話）</li> <li>職員研修②（方針・生徒の実態の共通理解等） ※前年度までの実態と対応等の引き継ぎを含む</li> <li>入学式・始業式でのいじめに関わる語り</li> <li>新入生歓迎会・生徒会宣言集会 →いじめ克服HEROプロジェクトの説明と取組開始</li> <li>職員研修③（講話講師から学ぶ）</li> <li>HP等による方針等の発信</li> <li>「いじめを見逃さない日」</li> <li>いじめSOSボックスの設置説明と教育相談の実施（随時）</li> <li>SEL実施①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止等対策推進会議0</li> <li>職員会</li> <li>学年会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>P T A総会での説明（方針・保護者の役割）</li> <li>「いじめを見逃さない日」</li> <li>第1回学校運営協議会（指導方針の説明）</li> <li>全学年二者または三者懇談（希望制）</li> <li>SEL実施②</li> <li>第1回教育相談アンケートと教育相談の実施（随時）</li> <li>第1回情報提供アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止等対策推進会議0</li> <li>教育支援委員会</li> <li>生徒指導委員会</li> <li>学校運営協議会</li> <li>いじめ防止等対策推進会議Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめを見逃さない日」</li> <li>第2回教育相談アンケートと教育相談の実施（随時）</li> <li>職員研修④（いじめ事案から学ぶ）</li> <li>SEL実施③</li> <li>いじめ防止強化週間（6/24～7/3）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止等対策推進会議0</li> <li>職員会</li> <li>学年会</li> <li>教育支援委員会</li> <li>生徒指導委員会</li> <li>いじめ防止等対策推進会議Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめについて考える日」（7月3日）</li> <li>職員研修⑤（講話講師から学ぶ）</li> <li>第1回学校評価アンケート</li> <li>SEL実施④</li> <li>全学年教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止等対策推進会議0</li> <li>職員会</li> <li>教育支援委員会</li> <li>生徒指導委員会</li> <li>第1回県いじめ調査</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜市生徒会サミット</li> <li>「いじめを見逃さない日」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止等対策推進会議0</li> <li>学年会</li> <li>教育支援委員会</li> <li>生徒指導委員会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめを見逃さない日」</li> <li>情報モラル教室</li> <li>職員研修⑥（講話講師から学ぶ）</li> <li>SEL実施⑤</li> <li>学校だより等による取組の見直し等の公表</li> <li>第3回教育相談アンケートと教育相談の実施（随時）</li> <li>第2回情報提供アンケート</li> <li>後期の学級経営方針の理解（学級懇談）</li> <li>全学年三者懇談（定期）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止等対策推進会議0</li> <li>教育支援委員会</li> <li>生徒指導委員会</li> <li>いじめ防止等対策推進会議Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</li> </ul>

10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめを見逃さない日」</li> <li>・ SEL実施⑥</li> <li>・ 生徒会前期総括</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ防止等対策推進会議0</li> <li>・ 職員会</li> <li>・ 学年会</li> <li>・ 教育支援委員会</li> <li>・ 生徒指導委員会</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめを見逃さない日」</li> <li>・ 「いじめ防止月間」の取組（生徒主体の取組）</li> <li>・ 職員研修⑦（いじめ事案から学ぶ）</li> <li>・ 第4回教育相談アンケート（記名式）と教育相談の実施（随時）</li> <li>・ SEL実施⑦</li> <li>・ 第2回学校運営協議会（中間評価）</li> <li>・ 「ひびきあいの日」に向けた取組（人権強化週間）</li> <li>・ 職員研修⑧（講話講師から学ぶ）</li> <li>・ 1・2年教育相談（定期），3年進路懇談（定期）</li> <li>・ 東長良中学校区「児童生徒による代表者会議」（小中学校の取組交流）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育支援委員会</li> <li>・ 生徒指導委員会</li> <li>・ いじめ防止等対策推進会議0</li> <li>・ いじめ防止等対策推進会議Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</li> <li>・ 学校運営協議会</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめを見逃さない日」</li> <li>・ ハートフル人権ライブ事業（講話）</li> <li>・ ひびきあいの日</li> <li>・ SEL実施⑧</li> <li>・ 第2回学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員会 ・ 学年会</li> <li>・ 教育支援委員会</li> <li>・ 生徒指導委員会</li> <li>・ いじめ防止等対策推進会議0</li> <li>・ 生徒会，HEROS（いじめ克服プロジェクトチーム）</li> <li>※第2回県いじめ調査</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめを見逃さない日」</li> <li>・ SEL実施⑨</li> <li>・ 第5回教育相談アンケートと教育相談の実施（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ防止等対策推進会議0</li> <li>・ 学年会</li> <li>・ 教育支援委員会</li> <li>・ 生徒指導委員会</li> <li>・ 教科担任会</li> <li>・ いじめ防止等対策推進会議Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめを見逃さない日」</li> <li>・ 1・2年教育相談，3年進路懇談</li> <li>・ SEL実施⑩</li> <li>・ 第6回教育相談アンケートの実施（記名式）と教育相談の実施（随時）</li> <li>・ 第3回情報提供アンケート</li> <li>・ 職員研修⑨（いじめ事案から学ぶ）</li> <li>・ ピンクシャツデーの取組</li> <li>・ 第3回学校運営協議会（学校評価の結果の考察）</li> <li>・ 学校いじめ防止基本方針の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ防止等対策推進会議0</li> <li>・ 学年会</li> <li>・ 教育支援委員会</li> <li>・ 生徒指導委員会</li> <li>・ 教科担任会</li> <li>・ いじめ防止等対策推進会議Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</li> <li>・ 学校運営協議会</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめを見逃さない日」</li> <li>・ 1・2年三者懇談（定期）</li> <li>・ 職員研修⑩（次年度の学校いじめ防止基本方針の説明）</li> <li>・ 生徒会後期総括</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ防止等対策推進会議0</li> <li>・ 職員会</li> <li>・ 学年会</li> <li>・ 教育支援委員会</li> <li>・ 生徒指導委員会</li> <li>※第3回県いじめ調査</li> </ul>

## 6 いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時の初期対応

- ・ いじめの訴えがあった場合、学校は最優先課題としてとらえて、校長の指導のもと即座に指導体制を組み、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくります。
- ・ いじめの兆候や疑いがある場合、把握した者は速やかに管理職に報告するとともに「いじめ事案報告書」に概要を記載し直ちに岐阜市教育委員会へ報告します。校長の指導のもと、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し組織的、丁寧に、中立の立場で事実を確認します。
- ・ いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集します。収集した情報の相違点・共通点を明らかにし、指導方針を立てた上でできるだけその日の内に解決できるよう、迅速に対応します。
- ・ 校内いじめ防止等対策推進会議を行う際には、出席者と指導の経緯、会議の内容等の記録をその都度、確実に残します。
- ・ いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめの当事者になったと思われる生徒保護者の双方に必ず説明し（原則その日に来校していただくよう依頼）、家庭と連携しながら生徒の指導に当たり、その日に謝罪の場を設けるなどの対応をします。最終的には、必ず校長が生徒と保護者の指導に当たります。
- ・ 保護者との連携のもと、謝罪の指導などを行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」と自覚し、いじめを受けた生徒・保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省するよう指導します。
- ・ いじめをした生徒に対しては、保護者とも協力しながらその後の生活の様子を見守りつつ声をかけ、集団の中での所属感や自己肯定感、自己有用感が培われるよう指導を継続します。
- ・ いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しながら見守り、心的なケアに十分配慮した継続的な事後の対応を行い、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、対応に留意するとともに、毎日校長やいじめ対策監は声を掛けるなど、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行います。
- ・ 必要に応じて関係機関と連携（教育委員会への報告・警察や子ども相談センター、スクールロイヤー等）し、問題の解決に当たります。
- ・ 悪質ないじめと判断される場合には、早急に全校集会及び学年集会を開くなどして、いじめにつながる意識を断ち切り、一人一人の生徒に自分の心の内（背景にある意識）を見つめさせ、学校はいじめを決して許さないという厳しい姿勢を示します。
- ・ 必要に応じて、学級PTAや臨時のPTA総会等を開きます。

### 【対応の大まかな順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知  
◇管理職への報告 ◇情報の共有 ◇対応方針の決定 ◇保護者への情報提供
- ② 事実関係の丁寧な把握  
◇複数の教員で組織的に ◇保護者の協力を得ながら ◇行動の背景も聞き取る
- ③ 報告様式にて直ちに岐阜市教育委員会への連絡
- ④ 必要に応じて、関係機関（警察、子ども相談センター、スクールロイヤー）へ連絡
- ⑤ いじめを受けた側の生徒のケア  
◇必要に応じて、外部専門家の支援を得る
- ⑥ いじめた側の生徒への指導  
◇背景についても十分踏まえたうえで指導する
- ⑦ 被害・加害（双方）の保護者への報告と指導についての協力依頼  
◇いじめた側の生徒及び保護者への謝罪の指導を含む
- ⑧ 校長による、いじめた側、いじめを受けた側双方への指導
- ⑨ 関係機関との連携  
◇市教育委員会への一連の報告（指導後・1週間後・1ヶ月後・3ヶ月後）  
◇警察や子ども相談センター、スクールロイヤーとの連携
- ⑩ 3ヶ月間は校長やいじめ対策監が毎日声をかける等、経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）  
※別紙フロー図参照

## (2) 重大事態と判断された場合の対応

いじめにより生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときについては、下記の対応を取ります。

- ① 岐阜市教育委員会に速やかに第一報を入れます。
- ② 教育委員会の指導の下、事実関係を明らかにするための調査を行います。
- ③ 上記調査の結果について、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- ④ 生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。

## 7 学校評価における留意事項

学校評価の実施に当たっては、いじめ問題に対応する学校の取組に関する評価項目を設け、対応の改善に役立てます。特に、以下の点においての評価を注視し、学校の取組を改善します。

- ① いじめの未然防止の取組に関すること
  - ※ 4つの校風づくり、いじめ克服HEROプロジェクトの取組、授業における協同学習、道徳指導・人権教育等
- ② いじめの早期発見の取組に関すること
  - ※ 特に、いじめやとその兆候を発見するための教師の指導とアンケート等の効果
- ③ 双方の保護者へのいじめ（その疑いのある行動等）の報告など、保護者との連携に関すること
  - ※ 保護者への連絡100%の達成と、日頃からの保護者との連携・相談の充実
- ④ いじめの再発を防止するための取組に関すること
  - ※ 双方への指導とその後の見届け及び心的なケアなど

## 8 個人情報等の扱い

### ○個人調査（アンケート等）について

- ・ いじめが重大事態に発展しなくとも、前述の6で取り上げた案件については、すべて情報を一括で収集し、生徒が在籍する期間は保存します。

特に、聴取の結果を記録した文書等は、学校が定めた記録用紙に必ず記入し、情報を失うことがないようにします。また、その後の継続した指導や学年間の引き継ぎなどにおいて活用します。

- ・ アンケートの質問票や聴取の結果を記録した文書等の二次資料や調査報告書については、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とします。

「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」 令和3年4月1日改定参照

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 令和6年8月改定参照

### ○指導記録について

- ・ 指導記録は、1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残します。

### ○校種間、学年間での確実な引き継ぎ

- ・ ファイル等への記録記載を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引き継ぎ資料に確実に反映されるように徹底します。
- ・ いじめ問題が重大事態に発展した場合は、調査組織においてもアンケート調査等が重要な資料となることから、生徒が在籍する期間中はアンケートを保存します。